

令和5年 第1回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和5年7月27日

筑西広域市町村圏事務組合

令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月27日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	3
職務のため出席した者	3
臨時議長の紹介	4
開 会	4
開 議	4
新議員の紹介	4
仮議席の指定	5
選挙第1号 議長の選挙	5
議長就任の挨拶	6
諸般の報告	6
管理者提出議案の報告	7
議会運営委員長の報告	8
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
選挙第2号 副議長の選挙	10
副議長就任の挨拶	10
管理者の招集挨拶	11
報告第2号 処分事件報告について	11
報告第3号～報告第5号 処分事件報告について	12
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	15
監査委員就任の挨拶	16
議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決	17
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	20
議案第10号の上程、説明、質疑、採決	22
議案第11号、議案第12号の上程、説明、質疑、採決	24

議案第13号の上程、説明、質疑、採決	25
議案外報告 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）	28
閉会中の継続審査の申し出について	28
閉 会	28

令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和5年7月27日（木）午前10時開会
筑西市議会議事堂

日程第 1 選挙第 1 号 議長の選挙について

令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程（その2）

令和5年7月27日（木）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 4 報告第 2号 処分事件報告について
- 日程第 5 報告第 3号 処分事件報告について
報告第 4号 処分事件報告について
報告第 5号 処分事件報告について
（3件一括上程）
- 日程第 6 議案第 6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 7号 財産の取得について
議案第 8号 財産の取得について
（2案一括上程）
- 日程第 8 議案第 9号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の全部改正について
- 日程第10 議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
（2案一括上程）
- 日程第11 議案第13号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案外報告 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）
- 日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

1番	仁平	実君	2番	風野	和視君
3番	水柿	美幸君	4番	森	正雄君
5番	小倉	ひと美君	6番	保坂	直樹君
7番	土田	構治君	8番	平	陽子君
10番	潮田	新正君	11番	林	悦子君
12番	稲川	新二君	13番	仁平	正巳君
14番	堀江	健一君	15番	秋山	恵一君
16番	榎戸	甲子夫君	17番	赤城	正徳君
18番	大里	克友君	19番	立川	博敏君
20番	稲葉	里子君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤	茂君	副管理者	小林	栄君
副管理者	大塚	秀喜君	常任幹事	渡辺	好浩君
常任幹事	山中	健司君	常任幹事	柴山	兼光君
会計管理者	板谷	典子君	事務局長	早瀬	道生君
事務局参事兼 企画財政課長 兼県西総合公園 管理事務所長	広瀬	浩孝君	事務局契約 管財課長兼 さぬ聖苑場長	岡崎	瑞穂君
消防本部長 消防	市村	正明君	消防本部長 消防次長	高橋	誠一君
筑西市 市長公室 秘書課長	新井	隆一君			

職務のため出席した者

事務局次長兼 総務課長	須藤	正明君	事務局総務課 総務グループ 課長補佐	田口	俊幸君
事務局総務課 総務グループ 主事	菊池	裕樹君			

◎臨時議長の紹介

○事務局長（早瀬道生君） では、皆様、おはようございます。本日は、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局長の早瀬と申します。よろしくお願いいたします。

今般、結城市及び筑西市議会議員の改選に伴い、組合議会の正副議長が不在となっております。議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。ご出席の議員の中で稲葉里子議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

稲葉里子議員、議長席にお着き下さい。

〔臨時議長 稲葉里子君議長席に着席〕

○臨時議長（稲葉里子君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました結城市議会選出の稲葉里子でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（稲葉里子君） それでは、これより令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○臨時議長（稲葉里子君） ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議は成立いたしております。

また、去る令和5年6月20日、桜川市より選出されておりました前組合議員、小高友徳君から一身上の都合による辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、同日付で辞職が許可されておりますので、現在、9番議席は欠員となっております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○臨時議長（稲葉里子君） まず、今般、結城市及び筑西市議会議員の改選がありました。この際、全議員の紹介をいたさせます。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願えれば幸いです。

須藤次長兼総務課長。

○事務局次長兼総務課長（須藤正明君） ご紹介いたします。

結城市、土田構治議員、同じく平 陽子議員、同じく大里克友議員、同じく立川博敏議員、同じく稲葉里子議員。

筑西市、水柿美幸議員、同じく森 正雄議員、同じく小倉ひと美議員、同じく保坂直樹議員、同じく稲川新二議員、同じく仁平正巳議員、同じく堀江健一議員、同じく秋山恵一議員、同じく榎戸甲子夫議員、同じく赤城正徳議員。

桜川市、仁平 実議員、同じく風野和視議員、同じく潮田新正議員、同じく林 悦子議員。

以上でご紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（稲葉里子君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（稲葉里子君） これより、議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に稲川新二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました稲川新二君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、稲川新二君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました稲川新二君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2

項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（稲葉里子君） 稲川新二君のご挨拶をお願いいたします。

〔新議長 稲川新二君登壇〕

○新議長（稲川新二君） ただいま皆様方からご推挙いただきました筑西市の稲川でございます。

議長といたしまして円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力、ご支援をよろしくをお願いいたしまして、ご挨拶いたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（稲葉里子君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

稲川新二君、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（稲川新二君） 議長席を交代いたしました。

7番、土田構治君、出席いたしました。

それでは、書類整理のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

○議長（稲川新二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 過日配付させていただきました議案書におきまして、議案第7号 財産の取得について、支援車（Ⅲ型）の23、24ページの写真の印刷が不鮮明であったことから、今配付させていただきました資料との差替えをお願いします。カラー刷りの赤い支援車が写っているものとの差替えをお願いします。

もう一点ございます。議案第8号 財産の取得について、災害対応特殊救急自動車においてでございますが、この救急車の車両写真の添付がなかったことから、同じく配付させていただきましたこのカラー刷りの救急車のものを追加願います。お手数をおかけさせてしまい大変申し訳ございませんでした。

以上です。

◎諸般の報告

○議長（稲川新二君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（稲川新二君） 次に、本臨時会に提出する議案につきましては、既に管理者より配付されたとおりであります。

[管理者配付文書]

筑広組発第71号

令和5年7月27日

組合議会議長 稲川新二 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和5年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

- 報告第 2号 処分事件報告について（和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて）
- 報告第 3号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合事務局設置条例の一部改正について）
- 報告第 4号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について）
- 報告第 5号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について）
- 議案第 6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 7号 財産の取得について（支援車Ⅲ型）
- 議案第 8号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）
- 議案第 9号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の全部改正について
- 議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
- 議案第13号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

◎議会運営委員長の報告

○議長（稲川新二君） 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月24日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、赤城正徳君。

〔議会運営委員長 赤城正徳君登壇〕

○議会運営委員長（赤城正徳君） 議員の皆さん、おはようございます。議会運営委員会から委員長報告を行います。

報告に先立ちまして、去る7月24日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、満場一致の下に委員長を仰せつかりました筑西市の赤城でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、今般、結城市及び筑西市選出の組合議会議員改選に伴い、新たに結城市から平陽子議員、稲葉里子議員、筑西市から水柿美幸議員、3名の議員さんが議会運営委員会に選任されておりますので、ここでご報告申し上げます。

それでは、令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程における日程第1は、選挙第1号 議長の選挙についてであります。これは既に終了しております。

次に、議事日程（その2）における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、選挙第2号 副議長の選挙についてであります。

日程第4は、報告第2号 処分事件報告についてであります。

日程第5は、報告第3号 処分事件報告についてから報告第5号 処分事件報告についてまでの3件を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第7は、議案第7号 財産の取得について及び議案第8号 財産の取得についての2案を一括上程するものであります。

日程第8は、議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正についてであります。

日程第9は、議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の全部改正についてであります。

日程第10は、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について及び議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についての2案を一括

上程いたします。

日程第11は、議案第13号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）であります。

日程第12は、議案外報告 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）であります。

日程第13は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

次に、今臨時会の服装についてであります。クールビズ対応の服装とすることに決定しております。また、マスクの着用については、各議員の判断に委ねるものとし、執行部においては発言の際は外すものいたします。

以上のとおりであります。議事の進行につきましては、皆様の特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、今臨時会終了後、事務局より報告を求められている事項がありますので、若干のお時間をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲川新二君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（稲川新二君） これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、議席の指定についてであります。

今回、組合議員になられました方々の議席につきましては、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

須藤次長兼総務課長。

○事務局次長兼総務課長（須藤正明君） 議席を朗読いたします。

3番議席に水柿美幸議員、4番議席に森 正雄議員、5番議席に小倉ひと美議員、6番議席に保坂直樹議員、7番議席に土田構治議員、8番議席に平 陽子議員、12番議席に稲川新二議員、13番議席に仁平正巳議員、14番議席に堀江健一議員、15番議席に秋山恵一議員、16番議席に榎戸甲子夫議員、17番議席に赤城正徳議員、18番議席に大里克友議員、19番議席に立川博敏議員、20番議席に稲葉里子議員。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲川新二君） 次に、会議規則第73条の規定により、会議録署名者に4番、森 正雄君、17番、赤城正徳君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（稲川新二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（稲川新二君） 次に、日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に仁平 実君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました仁平 実君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認めます。よって、仁平 実君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました仁平 実君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（稲川新二君） 仁平 実君のご挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 仁平 実君登壇〕

○新副議長（仁平 実君） ただいま皆様の推選を賜り、副議長の職を拝命いただきまして大変あり

がとうございます。非常に光栄に思いますとともに、その責任の重さを十分に感じている次第でございます。

稲川議長の補佐役として皆様のお力を借り、円滑なる議会運営とさらなる活性化のために努力をしたいと思っている次第でございます。

簡単であります。就任の挨拶とします。本当にありがとうございました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（稲川新二君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、このたびの正副議長選挙におきまして、めでたくご就任されました稲川議長、仁平副議長には、心からお祝いを申し上げます。

また、今回新たに組合議員となられました結城市と筑西市の議員の皆様方には、筑西広域圏民のためにご尽力賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、私ごとではございますが、去る4月13日開催の正副管理者会議におきましてご推挙を賜り、組合管理者に就任いたしましたことを併せてご報告を申し上げます。

管理者といたしまして、7期目を迎えるにあたりまして、その重責に身の引き締まる思いでございます。引き続き、関係各位のご指導、ご協力を賜りながら、広域行政のより広域的観点に立った施策の展開を目指し、広域行政の発展のため、努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後に、今臨時会への提出案件でございますけれども、報告案件4件、人事案件1件、財産の取得2件、条例改正4件、補正予算1件、議案外報告1件でございます。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当から説明させていただきますので、十分なるご審議の上、賛成賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎報告第2号 処分事件報告について

○議長（稲川新二君） 次に、日程第4、報告第2号 処分事件報告についてを上程いたします。
直ちに説明を求めます。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

○消防本部消防長（市村正明君） 今年度より消防長を仰せつかりました市村です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、報告第2号 処分事件報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告します。

和解に関することについて（令和5年2月24日処分）でございます。

2ページをお開き下さい。専決処分書の写しでございます。

1、相手方、所在、結城市大字結城10745—24。事業者名、社会医療法人達成堂、城西病院。

2、和解の方法、本組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3、損害賠償の額、12万7,600円。

3ページをご覧下さい。別記として、事故の詳細を載せております。

1、事故の種別は、物損事故。

2、事故の相手方は、所在、結城市大字結城10745—24。事業者名、社会医療法人達成堂、城西病院。

3、事故の概要ですが、令和4年12月29日、午前零時40分頃、救急患者を搬送した相手方の病院内において、本組合の職員が医療用スタンドライトに触れて転倒させてしまい損傷させたものでございます。なお、当該事故の過失割合は、当組合10割でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

この際、申し上げます。議事の都合により、質疑については総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、質疑を願ひます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

◎報告第3号～報告第5号 処分事件報告について

○議長（稲川新二君） 次に、日程第5、報告第3号 処分事件報告についてから報告第5号 処分事件報告についてまでの3件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 報告第3号 処分事件報告について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合事務局設置条例の一部を改正す

る条例を専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次ページが専決処分の写しとなります。今回の改正は、組合事務局に契約管財課を設置することに伴うものとなります。

理由としては、令和4年度まで契約事務は企画財政課において行っておりましたが、業務の平準化及び契約業務に特化した人材を育成すること等を目的としたもので、3月22日に専決処分させていただきました。

4、5ページをお開き下さい。改正内容です。第2条中「総務課及び企画財政課」を「総務課、企画財政課及び契約管財課」に改め、第3条第2号中オを削りカをオとし、キを削りクをカとし、第3条2号の次に3号として下記の文言を加えるものとなっております。

5ページが新旧対照表となります。ご参照下さい。

報告第3号についての説明は以上となります。

続きまして、報告第4号です。筑西広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例です。地方自治法第179条第1項の規定により、先ほど申し上げました筑西広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次ページが専決処分書の写しとなります。本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、地方公共団体に係る個人情報保護制度の運用が令和5年4月1日以降、現行の条例から法律に基づいて運用されることとなるため、当該法律に対応すべく制定するもので、構成3市においては筑西市が令和5年3月17日、結城市が同年3月20日、桜川市が同年3月22日に、それぞれの議会において上程し、可決されたことを受け、組合におきましても同年3月22日に専決処分させていただいたものとなります。

4ページをお開き下さい。第1条に、趣旨としまして、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定める旨を規定したものとなり、第2条は、筑西広域市町村圏事務組合が準用する筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例における読替えを規定したものとなっております。

最後に、附則にて、本条例の施行期日と本条例の制定に伴い、現行の筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例を廃止する旨を規定しております。

報告第4号についての説明は以上となります。

続きまして、報告第5号 処分事件報告について説明させていただきます。地方自治法第179条第1項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次ページが専決処分書の写しとなります。今回の条例改正は、令和4年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が昨年11月18日に公布されたことに伴い、構成3市において、筑西市が令和4年12月23日、

結城市が令和5年2月28日、桜川市が同年3月10日、それぞれの議会に改正案を上程し、可決されたことを受け、組合においても一般職及び消防職の給与等について改正するため、令和5年3月22日に専決処分とさせていただいたものとなります。

改正の概要となりますが、主な改正点は2点となります。1点目は、民間給与との格差を是正するため、給料表を改正し、若年層職員の給料月額を平均0.3%引き上げるものです。これに伴い、初任給については高卒、短大卒は4,000円、大卒は3,000円の引上げとなります。

2点目は、賞与の支給率を一般職及び任期職員については100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるものとなります。

それでは、条文に従いまして詳細を説明させていただきます。4ページをご覧ください。筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正です。

第1条は、一般職に係る令和4年12月の勤勉手当の支給率を100分の10引き上げるための改正です。対象者については、事務局で28名、消防部局で294名、計322名となっております。差金の支給額は事務局は総額98万2,886円、平均ですと3万5,103円、消防部局ですと1,251万2,148円、平均ですと4万2,558円となっております。本年の3月29日に支給済みとなっております。

5ページから8ページの別表第3が行政職の改正の給料表、そうしまして9ページから13ページの別表第4、こちらが消防職の改正後の給料表となっております。行政職は主に30代半ばまでの職員が在職する号給について200円から4,000円の範囲で引き上げるものとなりまして、消防職では50歳程度までの職員が在職する号給について400円から4,600円の範囲で引き上げるものとなっております。こちらの対象者については、事務局28名、消防部局297名、325名となっております。差金の支給額は事務局のほうで総額125万7,234円、平均ですと4万4,901円、消防部局では1,965万1,968円、平均ですと6万6,168円となっております。こちらにつきましても本年の3月に支給済みとなっております。

続きまして、14ページをお開き下さい。第2条でございます。第2条は、令和5年度以降の勤勉手当の支給率を同じく100分の10引き上げるための改正となっております。こちらの対象者は、本年6月1日在籍者数となりますが、事務局で30名、消防部局298名の計328名となっております。

第3条は、筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。こちらは会計年度任用職員の給料表の一部を改正し、200円から4,000円の範囲で引き上げるものとなっております。こちらの対象者は、事務局においては1名のみとなっております。

17ページをお開き願います。最後に附則となります。第1項は本条例の施行期日について、第2項は改正後の給与条例等の適用日を規定しております。第3項は改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いとする旨を規定されたものとなります。

第5号の説明については、以上となります。3号ともご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第5号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第6、議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、19番、立川博敏君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔19番 立川博敏君退場〕

○議長（稲川新二君） それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） ご説明をいたします。

議案第6号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

欠員となっております当組合の監査委員につきましては、組合規約第15条第2項の規定によりまして、当組合の議員さんであります次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 結城市大字結城9858番地25。

氏 名 立 川 博 敏 議員さん。

生年月日 昭和48年5月3日生まれでございます。

なお、参考といたしまして、議案書の裏面に略歴が載っておりますので、ご参照願いたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲川新二君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

19番、立川博敏君の除斥を解きます。

〔19番 立川博敏君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長（稲川新二君） ただいま監査委員に選任されました立川博敏君のご挨拶をお願いいたします。

〔19番 立川博敏君登壇〕

○19番（立川博敏君） ただいま監査委員を仰せつかりました結城市の立川博敏でございます。

ただいまは筑西広域市町村圏事務組合の監査委員選任にあたり、皆様からの同意をいただきましてありがとうございました。筑西広域市町村圏事務組合の行政運営が公正で合理的、効率的に行われ、行政の信頼が確保されるよう職務の重要性を強く認識し、職責を果たしてまいります。これまでの監査意見を踏襲してご理解をいただく形で、本年4月から構成3市より職員さんを迎え、新たな視点で取組が始まっていることも伺っております。新しい取組をしっかりと応援していく意味でも、監査委員として関心を持って提言すべき事柄は確実に増えていく、広がっていくものと認識しております。この重責をしっかりと認識して取り組んでまいります。

皆様のご支援とご協力をお願いいたしまして、御礼と就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

◎議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第7、議案第7号 財産の取得について及び議案第8号 財産の取得についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

○消防本部消防長（市村正明君） 議案第7号 財産の取得について説明させていただきます。

消防力の強化及び消防設備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、購入物品及び数量、支援車（Ⅲ型）1台。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、取得予定価格8,990万1,790円。

4、相手方、東京都港区港南1丁目2番70号、帝商株式会社、代表取締役中野 誠でございます。

当消防本部の車両更新計画に基づき、本年度更新予定であった中型バスに替えて、支援車（Ⅲ型）を購入するものでございます。現在の中型バスは、平成5年10月に配備され、以来30年使用してきた車両でございます。令和5年5月現在、走行距離は約17万キロで、経年劣化による雨漏り、エアコン等の不具合が出ている状況でございます。

それでは、支援車について詳しくご説明申し上げます。支援車とは、ポンプ車や救急車など第一線で活動する車両とは異なり、長時間活動を継続するために隊員をサポートすることを目的とした車両でございます。それぞれ用途に応じてⅠ型からⅣ型に分類されております。今回、購入します支援車は、人員輸送や資機材搬送を目的としましたⅢ型に分類されております。運用方法につきましては、隊員の輸送や資機材搬送のほか、学校等での熱中症やバス事故など多数傷病者が発生したときの災害救護や大規模災害など長時間活動時に消防職員、消防団員の休憩場所のほか、被災された方の一時的な休憩や避難場所として提供するなど多目的な用途を持つ車両として購入するものでございます。

23ページのイメージ資料につきましては、冒頭、早瀬局長から説明がありましたとおり、見づらい部分が多く、大変申し訳ございませんでした。お配りしましたカラー刷りの資料の支援車（Ⅲ型）のイメージをご覧ください。車体は大型バスと同程度となります。また、プライバシーに配慮して窓は少なくなっております。

裏面をご覧ください。車内のイメージになります。車内には仕切りがありまして、前方は座席やテーブルのほか、休息スペースが確保されております。座席は救護用のベッドとして使用することも可能

です。多数の傷病者が発生したときには、複数の救急車を出動させますが、一度に集結できる救急車には限りがあります。そのため救護車両として利用するほか、車両の後部にはエアコン付きの大型のエアートントも積載しております。応急救護所や避難場所、休憩場所として利用することも可能です。また、洗面所、救急資機材、簡易トイレ、発電機など必要な資機材や水、食料などの物資を積載できる構造となっております。この車両は、国の緊急消防援助隊設備整備費補助を受けることが決定しており、令和6年度から緊急消防援助隊の支援車両として登録される予定です。補助金は、車種や用途ごとに基準額が定められ、今回の補助金は588万3,000円の交付が決定しております。本件の売買契約につきましては、令和5年6月7日に一般競争入札を実施し、仮契約を締結しております。

参考資料としまして、2ページに支援車の調達概要を、3ページ以降に仕様書概要をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、議案第8号、同じく財産の取得についてご説明申し上げます。

1、購入物品及び数量、災害対応特殊救急自動車1台。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、取得予定価格4,135万5,990円。

4、相手方、茨城県水戸市泉町2丁目3番24号、茨城トヨタ自動車株式会社、代表取締役幡谷史朗でございます。

購入物品の災害対応特殊救急自動車は、筑西消防署川島分署に配備されている救急車の更新でございます。川島分署の救急車は、平成27年に取得し、令和5年6月末で8年6か月運用してきた車両でございます。この間、約9,400件の救急出動をしており、走行距離は21万キロを突破し、エンジンの不具合などが発生している状況でございます。昨年度は広域圏内で2番目に救急出動の多い車両であり、傷病者を安全確実に搬送し、増加する救急サービスを向上させるため、更新するものでございます。

本日お配りしましたカラー刷りの資料の高規格救急車をご覧ください。この後、説明いたしますが、購入します救急車の名称は災害対応特殊救急自動車となっておりますが、国の補助金を受けるため、指定された名称を用いることになっております。資料の高規格救急車と全く同じ仕様の車両となります。車体のサイズは現在の救急車と変わりございませんが、LED赤色灯は交差点や交通量の多い場面で周囲に存在を知らせる必要があるときは激しく点滅、救急現場で停車中は緩やかな点滅など状況に応じて切替えができるようになり、安全対策が進歩しております。

裏面は、救急車の内部となります。心肺停止に対応するため、除細動器や自動心配蘇生器など高度な医療資機材を搭載しております。また、救急車から医療機関へ傷病者の情報や心電図をリアルタイムに映像を電送できる装置も備えております。これにより、医師から適切な指導、助言を受けながら、救急処置を行うことができます。消防本部では、通常10台の救急車を運用しております。車両の更新につきましては、車両更新計画に基づくほか、装備している資機材の使用状況や経年劣化による機能低下、故障の状況など総合的に判断して更新をお願いしているところでございます。

なお、議案第7号と同様、緊急消防援助隊設備整備費補助を受けることが決定しており、補助金の交付は1,317万円となります。本件の売買契約につきましては、令和5年6月7日に一般競争入札を実施し、仮契約を締結しております。

2ページに調達概要、3ページから仕様書概要をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、議案第7号、8号についての説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

4番、森 正雄君。

〔4番 森 正雄君登壇〕

○4番（森 正雄君） 消防長、ご説明よく分かりました。昨今、各地区で大規模な災害が発生しているわけでありまして、そういう中で、やはりこういった支援車両ということでありまして、登録車両になって、支援業務といいましようか、そういった任に当たるという車両になると思うのですが、そのメリットですね、この車両の。メリットを消防長、説明いただきましたけれども、特にといいましようか、中型バスを購入する予定であったようではございますけれども、中型バスといたしますと、やはり限定されますね、使う用途です。用途について説明ありましたが、もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） それでは、森議員の質問についてお答えいたします。

今回の支援車の必要性について、もう一度詳しくお伝えしたいと思います。近年の異常気象は、活動する隊員にとっても過酷な状況となっております。また、筑西広域管内においても様々な災害が発生し、長時間活動する場面が増えてきております。一般的に活動時間が4時間を超えると、休憩や食料、交代要員等が必要となると考えております。また、多数の傷病者が発生したときには、先ほど申しましたように救急車を複数台出動させますが、傷病者の状況によっては、その傷病者を仕分けするために応急救護所というものも必要になっております。

こうした観点から、今回、支援車を要望しておりますけれども、参考といたしまして令和元年度から4年度までに4時間以上活動を要した事案は52件ございます。うち8時間以上につきましては、6回発生しております。また、熱中症等につきましては、5名以上の患者が出た事案につきましては9回ほど発生しております。それにまた、マイクロバスから今回支援車に替えたという理由につきましては、緊急消防援助隊で出動する場合は、一度に出動すると数日間活動しなくてはなりません。今まではマイクロバスの中で隊員が、狭い空間の中で、厳しい環境で休憩等をしてございましたけれども、支援車というものを購入しまして、中で休憩スペース等を盛り込んだ車両ということで、今回は要望

させていただきました。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4番（森 正雄君） 消防長、よく分かりました。私が申し上げたかったことを全てお話しいただきました。やはりこういった大規模な災害の支援活動をするにあたっては、いわゆるその支援にあたる隊員、これは非常にストレスがたまるといいますか、半端ないというふうに思うわけでありませう。そういう意味では、車両によっていろいろな多目的な運用ができる車両ということで、職員の吏員です。消防隊員のストレスの軽減に大変資する車両であるというふうな思いを持って伺いました。

ただ、やっぱり若干高いです。そういう面がありますけれども、そういうことでちょっと伺ったのですけれども、よく職員といいたし、隊員のマンパワー、そういったものを維持する消防インフラ、この車両も消防インフラの一つになるわけでありませうけれども、そういったところをしっかりと念頭に置いて、隊員の維持といいたし、マンパワーの維持に努めていただきたい、このように思います。ありがとうございました。

○議長（稲川新二君） ほかにございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じませうが、これにご異議はございませうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第7号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めませう。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されませう。

次に、議案第8号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めませう。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されませう。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（稲川新二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第8、議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許

可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。
直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、県西総合公園バーベキュー施設使用料において、使用料区分の追加及び多目的運動広場、これサッカー場及び野球場となるのですが、こちらの照明使用料金の変更をお願いするものとなっております。

2ページをお願いします。バーベキュー施設の使用料金区分の追加ですが、昨今のアウトドアブームによりまして自前のバーベキューコンロ等の調理器具を持ち込んで楽しみたいといった要望があることから、それに対応するため、新たな料金区分を追加するものです。

別表1の区分欄に、10人用の野外炉（コンロ等持込み）を1時間につき350円及び20人用野外炉（コンロ等持込み）、こちらが1時間につき700円とする区分を追加するものとなっております。

次に、別表4表中の照明使用電力の使用料金変更ですが、昨今の電気料金高騰に伴いまして、実費相当額と大きく乖離していることから、適正な料金設定としたいため、野球場の870円、サッカー場の1,090円を野球場については1,700円、サッカー場については1,900円と改めさせていただくものです。

附則としまして、この条例の施行日は、令和5年11月1日からとさせていただきます。

3ページは、新旧対照表となります。なお、この公園の指定管理区域にあるテニスコート及び体育室等の照明使用料金も県の都市公園条例にて照明料金は実費相当額となっていることから、今回の条例改正に併せ、同じタイミングでの料金変更を予定してさせていただきます。テニスコートについては70円から220円、体育室が60円から80円、会議室の洋室が20円から70円、会議室の和室が30円から50円。

説明は以上となります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第9、議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の全部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

[事務局長 早瀬道生君登壇]

○事務局長（早瀬道生君） 議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の全部改正について説明させていただきます。

きぬ聖苑において、令和6年度より指定管理者制度を導入する予定でありますことから、条例の改正が必要であるため、今回の臨時議会へ上程させていただいたものとなります。

内容は、指定管理者制度に移行するため、きぬ聖苑の設置及び管理に関する条例を改正するものであり、きぬ聖苑を法人その他の団体であって、管理者が指定するものに行わせる規定、指定管理者の選定にあたり、必要な手続に関する規定、指定管理者が行う業務及び指定管理期間の規定、これらを一掃し、またきぬ聖苑の使用時間、休苑の規定をきぬ聖苑の設置及び管理に関する条例施行規則より削除し、当条例に加えるものとなっております。

改正内容は、第3条を改め、きぬ聖苑が行う業務を明記させていただきました。

続きまして、第4条中、きぬ聖苑に場長その他必要な職員を「置く」から「置くことができる」に改めまして、第5条を新設し、使用時間及び休苑日を規定しております。

また、第6条から第13条は、第5条の新設により前条より1条ずつ繰り下がりとなり、また第9条については第5条を第6条に改め、条ずれに対応したものとなっております。

次に、第14条から第16条を新設し、管理を指定管理者に行わせる場合の手続等を第14条で、指定管理者が行う業務を第15条で、指定管理者による管理期間を第16条でおのおの規定し、第17条で、第13条の「管理者が」を「組合規則で」に改め、同条を第17条としてございます。

最後に、施行期日については、公布の日からとしております。

4ページ、5ページ、6ページ、こちらが新旧対照表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

13番、仁平正巳君。

[13番 仁平正巳君登壇]

○13番（仁平正巳君） 13番、仁平です。

いわゆるきぬ聖苑を今度は指定管理者制度に移行するというところでございますが、これが指定管理者制度に移行する理由について詳しく説明をお願いします。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 指定管理者制度に移行した理由なのですが、従前の管理ですと、やはり職員2名を張りつけることというのが1点ございまして、その人件費の削減。ただ、指定管理者制度というのは、サービス業といったところで民間活用をできると物すごくメリットが大きいのですが、こういった斎場の運営というのは、そういった部分のメリットというのは、あまりないというのが現実だと思います。

しかしながら、そういった中でも指定管理者制度に移行することによって、今までの組合運営よりも小回りが利くような運営時間等についても変えられるというメリットを見出せたこと、それと先ほど申し上げました人件費についてですが、こちらの削減が見込めることから、指定管理者制度の導入に踏み切った次第であります。

以上です。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） そうしますと、民間のノウハウを活用して、今までよりも広域圏民の、市民のサービスが向上するという考え方でよろしいですか。

○議長（稲川新二君） 2回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 先ほど議員さんがおっしゃられたとおりでございます。

○議長（稲川新二君） 仁平正巳君。

○13番（仁平正巳君） そうしますと、その金額的な問題はどのようなふうになるのですか、指定管理者へ移行するについて。金額的な問題。

○議長（稲川新二君） 3回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 金額的な面ですけれども、この後、補正予算（第1号）で債務負担行為のほうでも改めて述べさせていただきますが、年間で指定管理移行ですと9,000万と見ています。現状と比較しますと、同じ条件ですと、今までですと約1億1,000万から2,000万程度の経費がかかっていることから、高めで見積もっても2,000万程度は削減できるかなと、そういっためどが立っております。

以上です。

○議長（稲川新二君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第10号 筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例の全部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号、議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第10、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について及び議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

○消防本部消防長（市村正明君） 議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられることが決定したことを受け、人事院規則の一部が改正され、これまで新型コロナウイルス感染症対策のために支払われていた手当を廃止しております。これに伴い、当組合の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正して、新型コロナウイルス感染症に係る傷病者を救急搬送した際に支給していた手当を廃止するものとし、当該附則を削除するものでございます。

なお、条例改正の施行日は、公布日とします。適用は、令和5年5月8日に遡及して適用するものでございます。

参考としまして、3ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。

近年、電気自動車等の普及に伴い、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、条例の制定に関する基準を定めている省令が改正されました。主な改正点は4つございます。1点目

は、電気自動車の定義を改正しております。2点目は、急速充電設備の全出力上限を撤廃しております。3点目は、分離型の急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を追加しております。4点目は、急速充電設備の非コネクタ型を対象外とするほか、緊急停止装置の設置箇所を明確化しております。

次に、平成30年に健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設等について、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。火災予防条例においても喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となったことから、条例の一部を改正するものでございます。あわせて、喫煙所等の図表式についても、国際標準化機構または日本産業規格が定めたものとします。今回の組合条例の改正は、国が示した改正に準じて全国統一的な基準とするために行うものでございます。

附則としまして、条例改正の施行日は、公布日とします。ただし、急速充電器の設備については、令和5年10月1日から施行するものです。

参考としまして、4ページ以降に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が議案第11号、第12号の説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第11、議案第13号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 議案第13号について説明させていただきます。

令和5年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,071万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年7月27日提出です。

概要ですが、大きく分けて3点となります。きぬ聖苑で1点、消防の案件で2点となります。

1点目のきぬ聖苑についてですが、きぬ聖苑の管理運営に関しまして、令和6から10年度までの5年間において、議案第10号で可決いただきました指定管理者制度を活用した管理委託に移行するための準備行為を行うことから、債務負担行為の設定をするものとなっております。

2点目は、桜川消防署真壁分署水道メーター設置及び配管工事並びに水道加入料の発生に伴う増額補正をお願いするものです。

3点目は、消防車両購入事業に対し、令和5年4月24日付で緊急消防援助隊設備整備費補助金が交付決定されたため、国庫補助金の追加並びに購入額確定に伴う消防債の減額及び備品購入費の減額となっております。

それでは、4ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為の設定です。きぬ聖苑の管理委託業務を令和6年度から指定管理者制度に移行するため、契約等の準備行為をすることから、令和6から10年度までの5年間で、限度額4億5,000万円を設定するものとなっております。

続きまして、8、9ページをお開き下さい。歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。2、歳入、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金は、1,899万3,000円の増額をお願いするものです。これは消防本部消防車両購入事業に対し、緊急消防援助隊設備整備費補助金が交付決定されたことによる国庫補助金の増額となっております。

款6項1目1繰越金は、歳出でも説明はさせていただきますが、桜川消防署真壁分署の料金メーター設置及び水道配管工事並びに水道加入料発生に伴う歳出の増額、それに消防車両購入額確定に伴う

一般財源の減額分、これを財源充当した残りの118万7,000円を増額とするものです。

款8項1組合債、目2消防債は、国庫補助金の決定、支援車及び災害対応特殊救急自動車の購入額確定に伴う消防債1,880万円の減額となっております。

お手数ですが、5ページにお戻り願います。第3表、地方債補正です。変更となります。消防車両購入事業債は、国庫補助金交付決定支援車及び災害対応特殊救急自動車購入額確定に伴いまして、限度額を1億1,450万円から1,880万円を減額しまして9,570万円とするものです。なお、起債の方法、利率及び償還の方法についての変更はございません。

またまたちょっとお手数ですが、9ページにお戻り下さい。3の歳出となります。款5項1消防費、目1消防総務費は138万円を増額し、補正後の額を28億2,320万円とするものです。

説明欄のほうをご覧ください。消防運営事務費281万9,000円の増額は、節11役務費110万3,000円と節14工事請負費171万6,000円の増額となっております。これは消防水道使用料金の件でして、昨年度までは消防各署で生活用水については3市ともお支払いはしておるところだったのですが、消防活動で使用する水についてはお支払いをしておりませんでした。しかしながら、筑西市の水道課から不明水、こちらの解明のために水道メーターを設置することを指導されまして、全署において水道メーターを設置することとなりまして、この設置に伴う水道加入料の増額と配管の切り回し工事、これらに係る工事請負費の増額をお願いするものとなっております。参考までに真壁署以外については、全て令和4年度中に対応済みでございます。

次に、消防車両購入事業の備品購入費の減額143万9,000円については、購入車両の額の確定に伴うものとなっております。内訳としまして、支援車については58万2,000円の減額、災害対応特殊救急自動車では85万7,000円の減額で、合わせまして143万9,000円を減額するものとなっております。これらのごことを合わせまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万円の増額をするものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第13号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案外報告 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）

○議長（稲川新二君） 次に、日程第12、議案外報告 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）について説明を求めます。

早瀬事務局長。

[事務局長 早瀬道生君登壇]

○事務局長（早瀬道生君） 議案外報告、令和4年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書について説明させていただきます。

ページを返していただき、裏面のほうをご覧ください。一般会計、款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理施設基幹的設備改良事業です。継続費の総額は、令和3から7年度の5か年間で80億470万2,000円となっています。令和4年度継続費予算現額32億2,361万7,749円に対し、支出済額32億2,361万6,638円、内訳はごみ処理施設基幹的設備改良工事費及び工事に係る施工管理委託料となっております。予算現額から支出済額を差し引いた1,111円を令和5年度に逓次繰越とするものでございます。

次に、款5項1消防費、事業名、桜川消防署庁舎建設事業です。継続費の総額は、令和4から6年度の3か年間で18億510万円となっております。令和4年度継続費予算現額7億2,204万円に対しまして、支出済額6億9,641万円、内訳は建設工事費及び施工管理委託料となっており、この予算現額から支出済額を差し引いた残り2,563万円を令和5年度に逓次繰越とするものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（稲川新二君） 次に、日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（稲川新二君） 以上で、今臨時会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 1 1 時 4 8 分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年7月27日

議 長 稲 川 新 二 ⑩

臨 時 議 長 稲 葉 里 子 ⑩

署 名 議 員 森 正 雄 ⑩

署 名 議 員 赤 城 正 徳 ⑩